

妊産婦及び母子支援連絡票の運用について

1 目的

特定妊婦等、気になる妊産婦や母子の早期発見や早期介入を行い、安心して出産・育児ができるよう医療機関と行政関係者が連携し、妊娠・出産・育児期にかかる切れ目のない支援体制ができるよう、妊産婦及び母子支援連絡票（以下、「連絡票」という。）を活用します。

2 対象者

特定妊婦等、出産後の子どもの養育について妊娠期から継続的な支援を特に必要とする者（以下、「本人」という。）

3 連絡票の運用

(1) 市母子保健担当から医療機関への連絡（様式1、3）

ア 市母子保健担当は、母子健康手帳交付時等に、支援が必要な妊産婦を把握した場合には、様式1、3により、医療機関へ連絡します。

イ 医療機関への連絡については、本人及び家族（以下、「本人等」という。）の同意が得られない場合でも、連絡する場合があります。

ウ 本人への支援後に、医療機関との連携が必要となった場合には、その都度、文書又は電話にて連絡する場合があります。

(2) 医療機関から市母子保健担当への連絡（様式2、4）

ア 医療機関は、妊産婦に対して行政の支援が必要であると思われる場合、本人等に市母子保健担当への相談や医療機関から市母子保健担当への連絡の同意等について説明をお願いします。

イ 医療機関から市母子保健担当への連絡について本人等の同意が得られた場合は、様式2、4又は緊急時や必要により電話にて、管轄の市に連絡してください。

なお、管轄の市とは、本人の住所地の市です。

また、様式2、4以外の既存の連絡様式がある場合には、既存の様式での連絡でも構いません。

ウ 妊産婦等の同意が得られない場合でも、児童虐待の防止や早期対応の必要がある場合には、市又は県に連絡をお願いします。

(3) 市母子保健担当から医療機関への報告（様式5）

ア 医療機関から連絡をいただいた方について、文書での報告を希望した医療機関に対して報告する際にこの様式を使用します。

4 その他

具体的な対応については、「連絡体制（ネットワーク）に関するQ&A」を参照してください。